

経営安定関連保証（セーフティネット保証）
及び危機関連保証の認定要件について

経営安定関連保証（セーフティネット保証）及び危機関連保証の認定制度において認定要件となる売上高等について、以下のとおりとします。

【売上高等を比較する前年同期の取扱いについて】

○比較する前年同期の期間に、既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている月がある場合

⇒ 各種認定に使用する売上高等は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、前年同期で、既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている月は比較対象とならない為、該当月のみ原則として前々年の同月を使用することになります。

※最近3か月間の売上高等と比較する場合（様式第5-(イ)-②'等）は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較します。

例：「最近の1か月間の売上高等」が令和3年2月の場合

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期	A：最近1か月間の売上高等	B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等	C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等	D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等
①令和2年2月～の場合	令和3年2月	平成31年2月	令和3年3月～4月	平成31年3月～4月
②令和2年3月～の場合	令和3年2月	令和2年2月	令和3年3月～4月	平成31年3月～4月
③令和2年4月～の場合	令和3年2月	令和2年2月	令和3年3月～4月	令和2年3月と平成31年4月
④令和2年5月～の場合	令和3年2月	令和2年2月	令和3年3月～4月	令和2年3月～4月

①の場合…令和2年2月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、前年同期として、令和2年2月以降の売上高は比較対象とできないため、前々年の平成31年2月～4月を比較対象にする。

②の場合…令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、前年同期として、令和2年2月は比較対象となるが、令和2年3月以降の売上高は比較対象とできないため、前々年の平成31年3月～4月を比較対象にする。

③の場合…令和2年4月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、前年同期として、令和2年2月～3月は比較対象となるが、令和2年4月以降の売上高は比較対象とできないため、前々年の平成31年4月を比較対象にする。

- ④の場合…令和2年5月から新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、前年同期として、影響を受ける前の令和2年2月～4月を比較対象とすることができるため、通常通り令和2年2月～4月を比較対象にする。

【「最近1か月間の売上高等」に対する一部要件の緩和】

○通常の場合

⇒ 申請月の前月（申請月の前月の売上高等が確定していない場合は申請月の前々月でも可能）

○新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴い経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けて「最近1か月の売上高等」が前年同月に比して増加しているなど、前年同月との比較が適当で無いと認められる場合

⇒ 当該中小企業者の業種や事業内容などを踏まえ、ヒアリングにより各種支援策の変更などの影響を受けたと市が判断した場合、「最近1か月の売上高等」を「実態を適切に把握できる期間」に置き換えることができます。

例：「実態を適切に把握できる期間」⇒「最近6か月の売上高等(の平均)」…など

※一律に上記の緩和を認めるものではありません。

※「実態を適切に判断できる期間」については、必ず「最近6か月の売上高等(の平均)」に置き換えるものではなく、中小企業者毎に個別の判断となります。

【問合せ先】

弘前市役所商工部商工労政課

担当 今 雄大

電話番号：0172-35-1135